

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 長与町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,739	1,719	546	7,003

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	11,387	10,889	497	393	261	11,847	
一般会計等	11,387	10,889	497	393		11,847	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,933	3,930	3	3	243	—	—	
介護保険特別会計	2,354	2,270	84	84	331	—	—	
後期高齢者医療特別会計	339	338	1	1	64	—	—	
老人保健事業特別会計	16	14	2	2	—	—	—	
駐車場事業特別会計	10	8	1	1	—	—	—	
水道事業会計	718	569	149	816	2	1,332	—	法適用企業
下水道事業会計	865	632	233	439	255	3,782	1,898	法適用企業
長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計	1,026	977	49	—	571	865	—	
公営企業会計等 計				1,346		5,979	1,898	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づいたものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
長崎県市町村総合事務組合	17,823	15,458	2,365	2,365	16	—	—	
長崎県市町村総合事務組合 (市町村会館管理事業)	47	42	5	5	5	—	—	
長崎県後期高齢者広域連合 (普通会計)	1,809	1,798	11	11	10	—	—	
長崎県後期高齢者広域連合 (後期高齢者医療事業会計)	187,383	181,720	5,663	5,663	1,588	—	—	
長与・時津環境施設組合	385	363	22	22	—	135	70	
長崎県南部広域水道企業団	—	—	—	—	—	327	32	法適用・建設中
一部事務組合等 計				8,066		462	102	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債券発行に係る債務残高	当該団体からの 損失補填に係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
西彼中央土地開発公社	0	6	3	0	—	1,946	—	—	
長崎県林業公社	△ 9	△ 3,777	0	—	0	—	23	2	
地方公社・第三セクター等 計			3	0	0	1,946	23	2	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,529	1,486	△ 43
減債基金	1,381	1,383	2
その他充当可能基金	1,970	2,034	64
充当可能基金 計	4,880	4,903	23

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.13	5.60	0.47	△ 14.05	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	24.68	24.83	0.15	△ 19.05	△ 40.00	下水道事業会計	—	—	—
実質公債費比率	9.7	10.5	0.8	25.0	35.0	長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	1.1	1.7	0.6	350.0					
財政力指数	0.69	0.68	△ 0.01						
経常収支比率	92.3	91.1	△ 1.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。